伊那市地域公共交通会議
伊那市地域公共交通協議会　次第

日　時　　令和６年７月１２日（金）
　　午前１０時００分から
場　所　　伊那市役所　多目的ホール

１　開　　会

２　委　　嘱

３　市長挨拶

４　会長指名

５　会長挨拶

６　委員紹介

７　副会長及び監査員の指名

８　会議事項

（１）令和５年度事業報告及び決算報告について（資料１）

（２）令和６年度事業計画（案）及び予算（案）について（資料２）

（３）協議会路線バス停の移動について（資料３）

（４）長谷循環バスの路線名及びバス停の名称変更について（資料４）

９　報告事項

ＥＶバス導入について（資料５）

１０　そ の 他

１１　閉　　会

伊那市地域公共交通会議設置要綱

平成１９年１１月２０日
告示第２７１号

（趣旨）

第１条　この告示は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、伊那市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第２条　交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
(2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
(3) 前２号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

（交通会議の委員）

第３条　交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
(3) 住民又は利用者の代表者
(4) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
(5) 道路管理者、長野県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者
(6) 市職員

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任されることができる。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　交通会議に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長は、主宰者の市長が指名する市職員をもって充て、副会長は、会長が指名する。

３　会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会長が必要と認めたときは、委員以外の者に交通会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
４　交通会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。
６　交通会議は、原則として公開とする。

（協議結果の取扱い）
第７条　交通会議において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事）
第８条　交通会議で定めるものを処理するため、交通会議に幹事を置く。
２　幹事は、交通会議で選任する。

（庶務）
第９条　交通会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

（補則）
第１０条　この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
（施行期日）
この告示は、平成１９年１１月２０日から施行する。
附　則（平成２３年伊那市告示第１１１号）
（施行期日）
この告示は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則（平成２７年伊那市告示第２８２号）
（施行期日）
この告示は、平成２７年７月１日から施行する。
附　則（平成２８年伊那市告示第２２９号）
（施行期日）
この告示は、平成２８年７月１日から施行する。
附　則（平成２９年３月２７日伊那市告示第１４５号）
（施行期日）
この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

伊那市地域公共交通協議会規約

（設置）

第１条　伊那市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に係る協議並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成２３年国総計第９７号、国鉄財第３６８号、国鉄業第１０２号、国自旅第２４０号、国海内第１４９号、国空環第１０３号）に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の作成及び実施に係る協議を行うため、伊那市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第２条　協議会の事務所は、伊那市下新田３０５０番地伊那市役所内に置く。

（業務）

第３条　協議会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 地域公共交通計画及び確保維持改善計画の策定及び変更に関する協議
(2) 地域公共交通計画及び確保維持改善計画の実施に係る協議
(3) 地域公共交通計画及び確保維持改善計画に位置づけられた事業の実施
(4) 前３号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第４条　協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
(3) 住民又は利用者の代表者
(4) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
(5) 道路管理者、長野県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者
(6) 市職員

２　協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長　１人
(2) 副会長　１人
(3) 監査員　２人

３　会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
(2) 前号以外の委員については、２年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

（役員）
第６条　会長は、伊那市長が指名する市職員をもって充て、副会長及び監査員は会長が指名する。
２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
４　監査員は、協議会の会計を監査する。

（会議）
第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
４　会議は原則として公開とする。
５　会長は、必要に応じて会議に委員以外の出席を依頼し、説明又は助言を求めることができる。
６　緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。
７　前６項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）
第８条　協議会で協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）
第９条　協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。
２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）
第１０条　協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、伊那市企画政策課に置く。
３　事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）
第１１条　協議会の運営に必要な経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）
第１２条　協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）
第１３条　協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（補則）
第１４条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
１　この規約は、平成２０年２月２８日から施行する。
２　協議会の設立初年度の委員の任期については、第５条第２項の規定にかかわらず、平成２２年３月３１日までとする。

附　則
この規約は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則
この規約は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則
この規約は、平成２８年７月１日から施行する。

附　則
この規約は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則
この規約は、令和４年９月２９日から施行する。

伊那市地域公共交通会議及び伊那市地域公共交通協議会について

	伊那市地域公共交通会議	伊那市地域公共交通協議会
根拠法令	道路運送法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
設置例規	伊那市地域公共交通会議設置要綱	伊那市地域公共交通協議会規約
役割	・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること ・市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること	・伊那市地域公共交通総合連携計画の策定及び変更に関すること ・伊那市地域公共交通総合連携計画に位置づけられた事業の実施及び連絡調整に関すること
委員構成	伊那市地域公共交通協議会と同じ委員により構成 ①一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ②一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ③住民又は利用者の代表者 ④北陸信越運輸局長又はその指名する者 ⑤道路管理者、長野県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者 ⑥市職員	伊那市地域公共交通会議と同じ委員により構成 ①一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ②一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ③住民又は利用者の代表者 ④北陸信越運輸局長又はその指名する者 ⑤道路管理者、長野県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者 ⑥市職員
会長	伊那市長が指名する職員（要綱第５条第２項）	伊那市長が指名する職員（規約第６条第１項）
副会長	会長が指名した者：要綱第５条第２項	会長が指名した者：規約第６条第１項
監査員		会長が指名した者：規約第６条第１項

資料１

令和５年度　伊那市地域公共交通協議会　事業報告

１　伊那市地域公共交通協議会の開催

（１）第１回伊那市地域公共交通協議会（R5.7.5）

（協議事項）

令和４年度事業報告及び決算報告について

令和５年度事業計画及び予算について

伊那市地域公共交通計画の策定について

（２）国庫補助事業に関する事業評価について（R6.1.11　書面協議）

伊那市地域公共交通計画の協議について

（３）第２回伊那市地域公共交通協議会（R6.2.13）

（協議事項）

令和５年度協議会路線利用状況について

令和６年度運行計画について

伊那市地域公共交通計画策定について

道路改良に伴う長谷循環バスの経路変更について

（４）伊那市地域公共交通計画策定の協議について（R6.4.5　書面協議）

２　交通ネットワークの構築･運行

【循環バス、乗合タクシーの運行】

・市街地循環バス　　・市内西循環線

・若宮･美原線　　・西箕輪線

・藤沢線　　・長谷循環バス

・ぐるっとタクシー

３　運行内容の検証･検討

ぐるっとタクシーの高度化業務（伊那市：地方創生関連事業）

・運行エリア一部統合と配車の見直し

・ＥＶ車両　２台購入

４　その他（伊那市：定住自立圏事業）

・伊那本線の運行

・市街地デジタルタクシーの横展開

（R5.10 月～箕輪町において、まちなかタクシーとして実施）

令和5度伊那市地域公共交通協議会路線及び定住自立圏路線　利用状況

路線等名称		総利用者数（人）		
		R5年度	R4年度	比較 R5－R4
協議会路線　循環バス等	市街地循環バス（外回り） 「イーナちゃんバス」31便	53,839	52,049	1,790
	市街地循環バス（内回り） 「イーナちゃんバス」17便	25,240	24,347	893
	市内西循環線	10,176	11,411	▲ 1,235
	若宮・美原線	13,023	12,469	554
	西箕輪線	32,451	29,011	3,440
	藤沢線	9,256	8,621	635
	長谷循環バス	3,400	3,621	▲ 221
	バス路線計	147,385	141,529	5,856
ぐるっとタクシー		29,485	28,575	910
協議会路線合計		176,870	170,104	6,766
【参考】定住自立圏事業	伊那本線	17,811	17,929	▲ 118
	（市街地デジタルタクシー） R4.8月運行開始	21,047	9,851	11,196
	定住自立圏事業計	38,858	27,780	11,078
協議会路線・定住自立圏路線合計 （市街地デジタルタクシーを除く）		194,681	188,033	6,648

令和5年度　伊那市地域公共交通協議会路線及び定住自立圏路線　利用者数推移グラフ

◆全体利用者数

	R1	R2	R3	R4	R5
協議会路線	147,083	128,151	158,471	170,104	176,870
伊那本線	22,549	19,504	18,768	17,929	17,811
市街地循環内回り	25,178	23,413			
合計	194,810	171,068	177,239	188,033	194,681

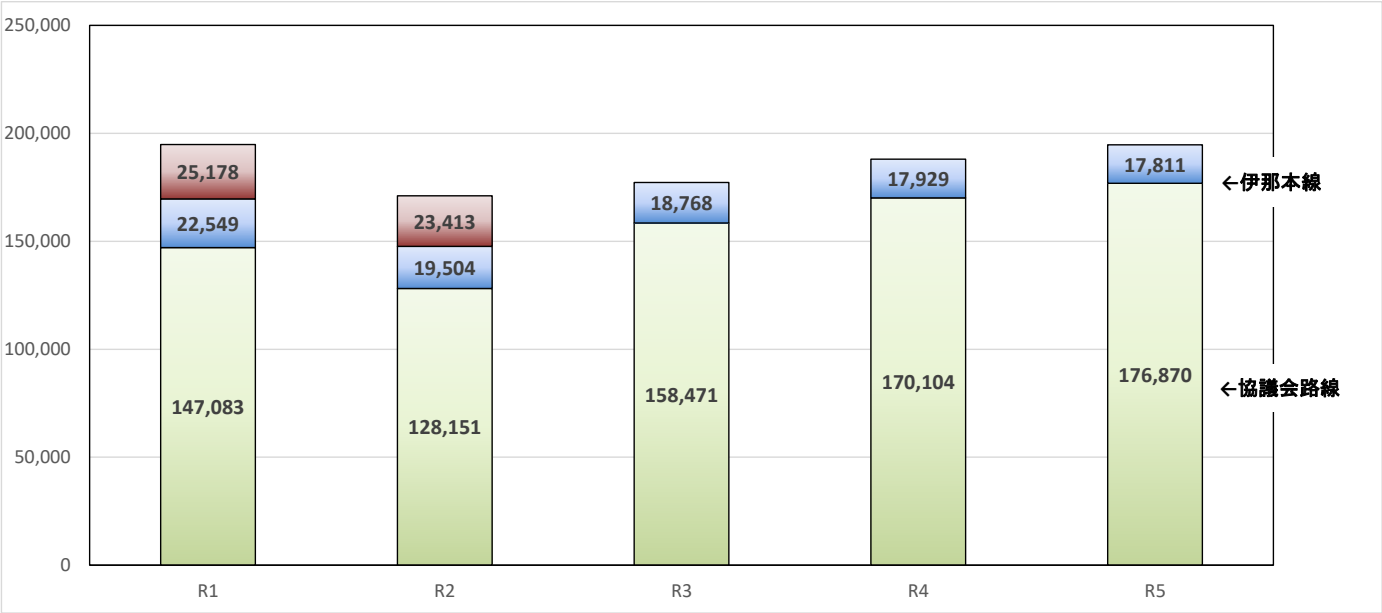

◆路線別

●定住自立圏路線　伊那本線

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数（棒グラフ）	22,549	19,504	18,768	17,929	17,811
1運行当たり人数（折線グラフ）	11.04	9.46	9.13	8.63	8.57

※ R1～市街地（外回り）14便、西箕輪線を協議会路線化

R2～ぐるっとタクシー（一部エリア運行開始）

お手軽乗り合いタクシー廃止

R3～市街地（内回り）を協議会路線化

ぐるっとタクシーエリア拡大

富県・春近地区循環バス及び新山貝沼線、高遠循環タクシー廃止

長谷循環バス減便

●市街地循環バス　内回り

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数（棒グラフ）	25,178	23,413	23,725	24,347	25,240
1運行当たり人数（折線グラフ）	4.06	3.80	3.84	3.93	4.07

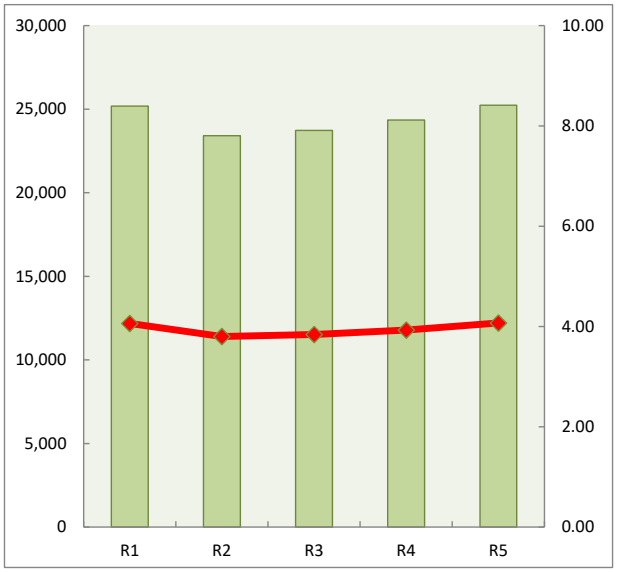

●市街地循環バス　外回り

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数（棒グラフ）	62,024	51,223	50,548	52,049	53,839
1運行当たり人数（折線グラフ）	5.49	4.55	4.49	4.61	4.76

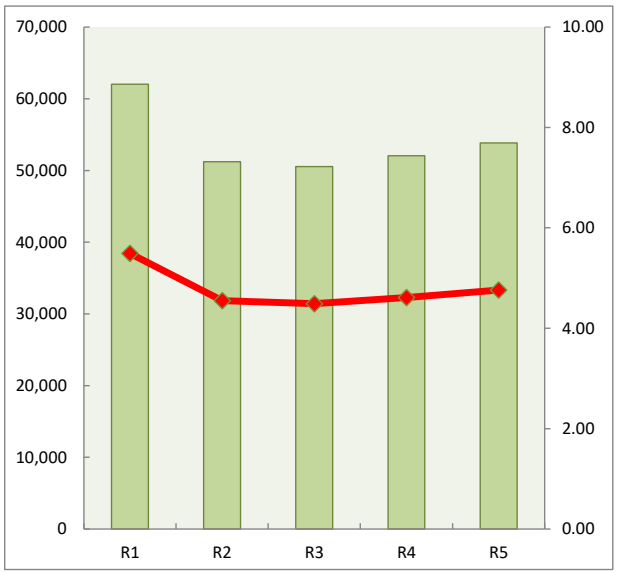

●市内西循環線

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数（棒グラフ）	13,065	11,780	11,039	11,411	10,176
1運行当たり人数（折線グラフ）	6.83	6.08	5.73	5.89	5.28

※　H22から運行開始

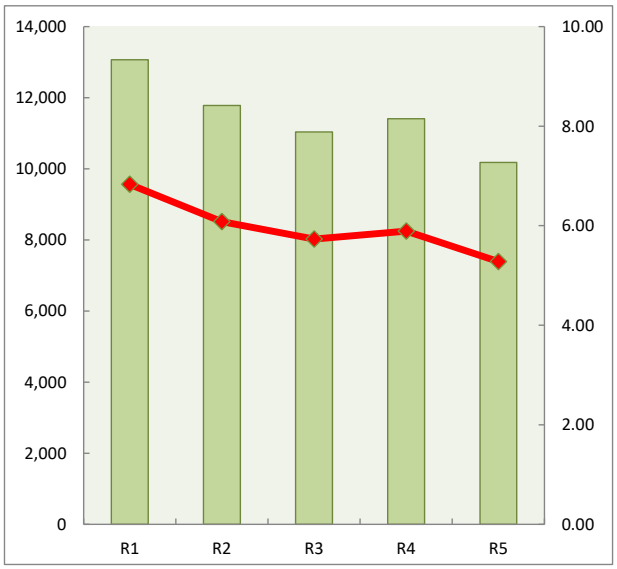

●若宮・美原線

R3より手良・福島廃線

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数（棒グラフ）	18,571	14,737	12,860	12,469	13,023
1運行当たり人数（折線グラフ）	7.10	5.63	4.86	5.84	6.31

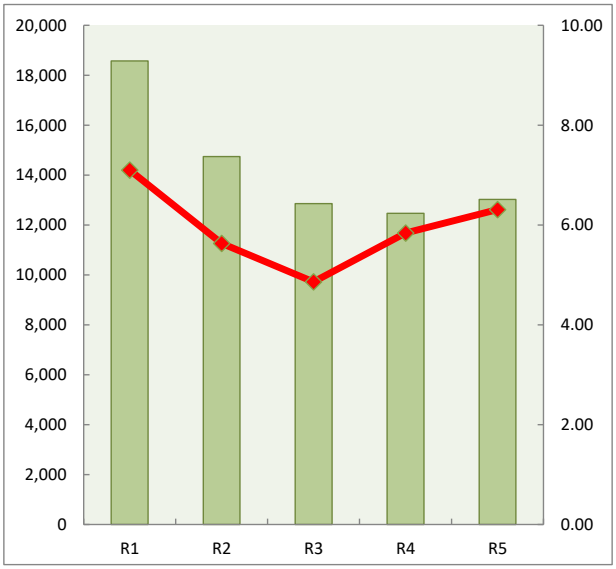

●西箕輪線（R1から協議会が運行）

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数（棒グラフ）	34,751	29,251	29,334	29,011	32451
1運行当たり人数（折線グラフ）	9.66	8.09	9.23	8.25	9.23

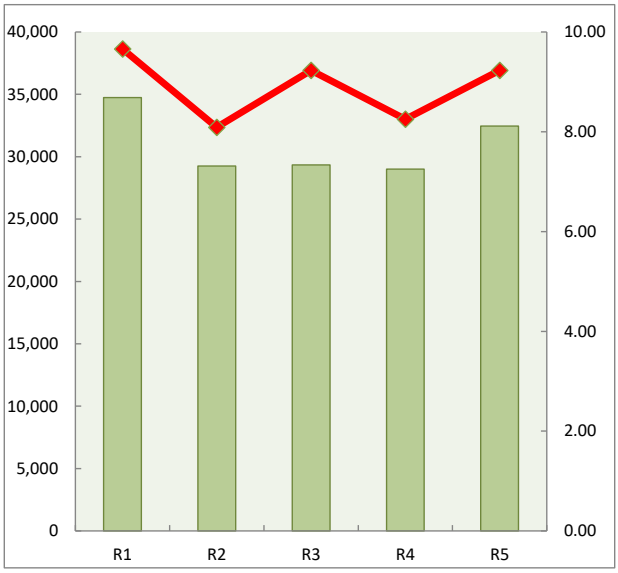

●藤沢線

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数（棒グラフ）	5,260	4,146	4,014	8,621	9256
1運行当たり人数（折線グラフ）	5.44	4.29	4.20	7.95	8.53

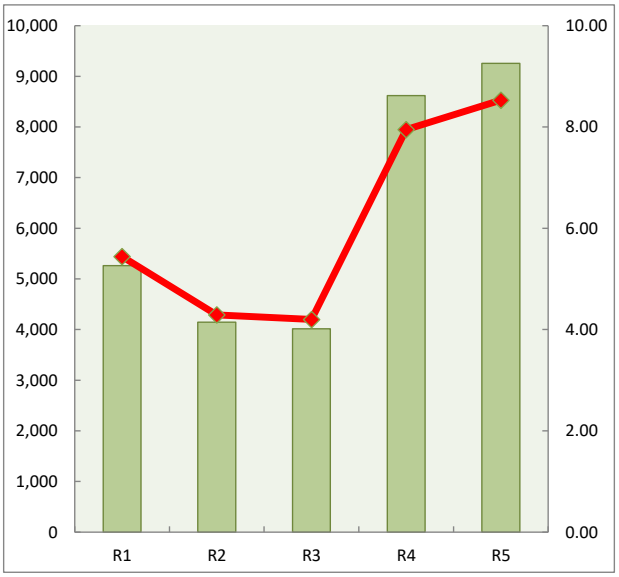

●長谷循環バス

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数（棒グラフ）	9,526	6,112	3,677	3,621	3400
1運行当たり人数（折線グラフ）	3.98	2.43	5.09	4.99	4.7

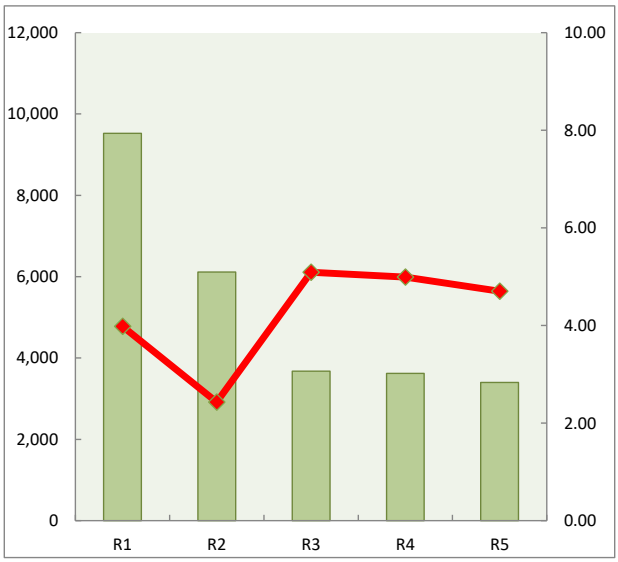

●ぐるっとタクシー

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数（棒グラフ）	–	8,813	22,604	28,575	29485

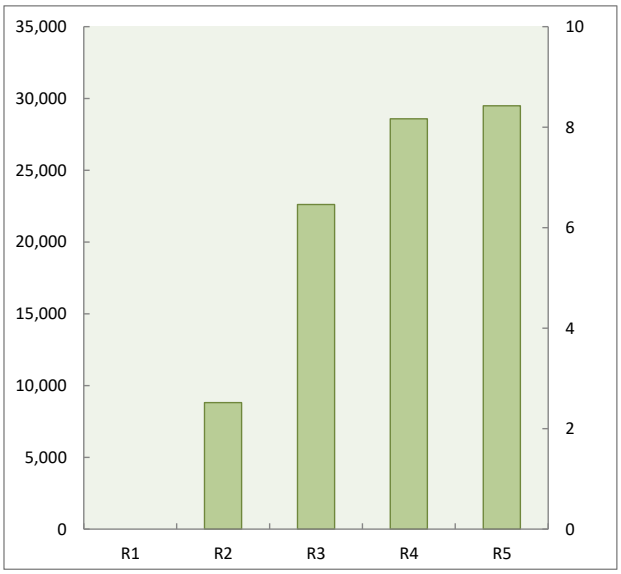

ぐるっとタクシー高度化調査から得られた課題の対応

■エリア設定の一部変更に向けた検討

(1) エリア変更（R5.12.1～）

西春近エリア(A)と富県･東春近エリア(C)を統合し、春富エリア(ＡＣ)として実証運行を開始　⇒⇒ ＡＣ間の移動可能に

変更前(6エリア)

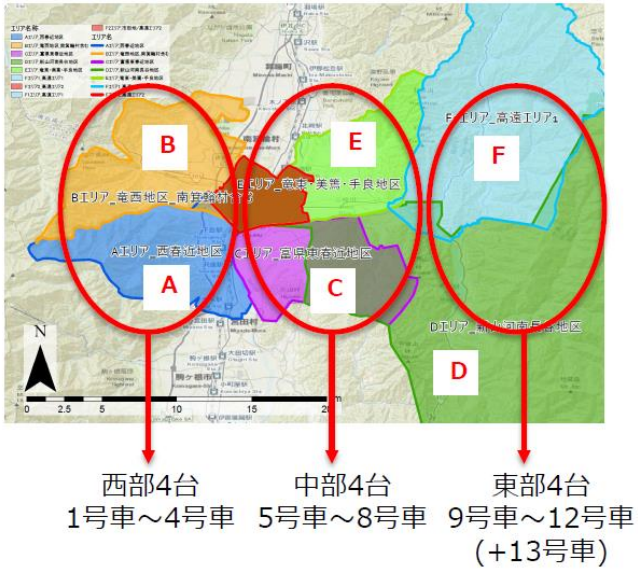

変更後(5エリア)

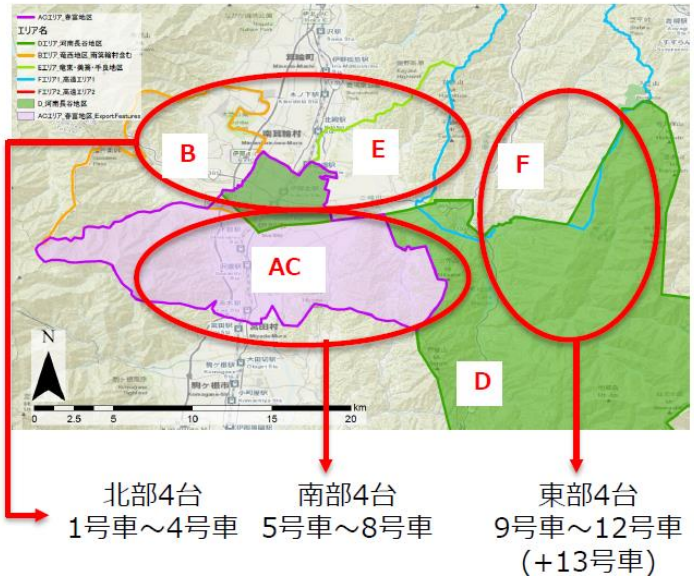

(2) エリア変更に伴うＮＧ率の推移と配車再編

11 月以前 1 日当たりの配車回数【ＮＧ率(※)】		12/1～1/12 1 日当たりの配車回数【ＮＧ率】		1/15～3/8 1 日当たりの配車回数【ＮＧ率】	
西部ﾌﾞﾛｯｸ　46 件【3.5%】	区域再編 ⇒	北部ﾌﾞﾛｯｸ　50 件【10.6%】	配車再編 ⇒	58 件【3.5%】	４台→５台
中部ﾌﾞﾛｯｸ　41 件【4.2%】		南部ﾌﾞﾛｯｸ　37 件【 2.6%】		33 件【6.1%】	４台→３台
東部ﾌﾞﾛｯｸ　26 件【5.8%】		東部ﾌﾞﾛｯｸ　23 件【 5.2%】		22 件【4.8%】	４台→４台

(※)ＮＧ率･･･利用予約時に配車システムから提示される迎車時刻が希望に合致せず、利用に至らなかった割合。
数値の増加は、予約が入りにくい状態を示す。

令和5年度　伊那市地域公共交通協議会　会計決算書

収入合計	256,419,880	円	
支出合計	251,783,297	円	
差引残額	4,636,583	円	伊那市へ戻入

1　収入

【単位:円】

款	項	予算額 (A)	決算額 (B)	差引き (B)-(A)	説明
1負担金	1負担金	249,709,000	254,669,487	4,960,487	・伊那市負担金　241,857千円 ・南箕輪村負担金　10,548千円 ・教育委員会負担金　2,232千円等
2諸収入	1諸収入	1,000	1,750,393	1,749,393	・地域公共交通補助金　1,750千円 ・預金利息
収入合計		249,710,000	256,419,880	6,709,880	

2　支出

款	項	予算額 (A)	決算額 (B)	不用額 (A)-(B)	説明
1運営費	1会議費	300,000	64,102	235,898	・委員報酬等
	2事務費	100,000	53,570	46,430	・振込手数料等
2事業費	1事業費	238,076,000	247,386,625	△ 9,310,625	・バス運行費用　129,874千円 ・タクシー運行費用　116,799千円 ・時刻表作成　399千円 ・南箕輪村負担金　254千円等
3予備費	1予備費	11,234,000	4,279,000	6,955,000	・地域公共交通計画策定　4,279千円
支出合計		249,710,000	251,783,297	△ 2,073,297	

会　計　監　査　報　告

令和５年度伊那市地域公共交通協議会会計について監査したところ、諸帳簿、証拠書類とも整備され、適正に処理されていることを認めます。

令和６年５月３１日

監査員　北嶋　隆

監査員　中村　正

※中村、北嶋両監査員には、報告書に自署・押印をいただいておりますが、個人情報保護（印影）のため原本の添付は差し控えております。

資料２

令和６年度　伊那市地域公共交通協議会　事業計画（案）

１　交通ネットワークの構築・運行

【路線バス、乗合タクシーの運行】

区分	路線名	運行事業者
路線バス （6 路線）	① 市街地循環バス	伊那バス㈱：外回り 17 便、内回り 17 便 ジェイアールバス関東㈱：外回り 14 便
	② 市内西循環線 ③ 若宮･美原線 ④ 西箕輪線	伊那バス㈱
	⑤ 藤沢線 ⑥ 長谷循環バス	ジェイアールバス関東㈱
ぐるっと タクシー （3 ブロック） （6 エリア）	（北部ブロック） ① 竜西・西箕輪エリア ② 竜東・美篶・手良エリア （南部ブロック） ③ 西春近エリア ④ 富県・東春近エリア （東部ブロック） ⑤ 河南・長谷エリア ⑥ 高遠町エリア	伊那タクシー㈱、㈲白川タクシー、 ジェイアールバス関東㈱、 高遠観光タクシー㈲ の４社による共同運行（12 台運用）

２　運行内容の検証・検討

（１）市街地循環バスへのＥＶバス導入

・５月２０日（月）車両デザイン審査会

・８月中下旬頃　出発式を予定

（２）ぐるっとタクシー

・配車の最適化（昼食時間の取得、配車変更の検証、乗合率の向上）

・運賃見直し検討

３　利用促進事業

（１）運転免許自主返納者に係る運賃割引制度の継続

（２）広報活動（市報、ホームページ、ケーブルテレビ等によるＰＲ）

（３）伊那市バス時刻表の作成・配布

（４）バス育の実施（本年度は９園で実施予定）

４　その他

伊那市地域公共交通交会議・協議会の開催

年３回予定（７月１２日ほか２回）

令和6年度 路線バス・乗合タクシーの運行概要

	路線名	運行主体	運行事業者	運行日	便数等	運賃	回数券	その他	国庫補助対象 地域公共交通確保維持改善事業
バス路線	●伊那本線	伊那市・箕輪町・南箕輪村	伊那バス ＪＲバス関東	毎日	平　日：上り下り各7本 土日祝：上り下り各3本	区間制 （上限350円）	―	・伊那地域定住自立圏の取組として３市町村で共同運行	
	市街地循環バス	伊那市地域公共交通協議会	伊那バス ＪＲバス関東	毎日	外回り31本,内回り17本	定額150円	―	外回りは20分間隔で運行 内回りは40分間隔で運行	
	市内西循環線	伊那市地域公共交通協議会	伊那バス	月～金曜日 （祝日運休）	8本	定額150円	―		
	若宮・美原線	伊那市地域公共交通協議会	伊那バス	毎日	月～土曜日：8本 日曜日・祝日：4本	対キロ制 （上限310円）	―	・フリー降車可能区間あり	○
	西箕輪線	伊那市地域公共交通協議会	伊那バス	毎日	月～金：11本 月水金：13本 土曜日：7本 日曜日・祝日：5本	対キロ制 （上限310円）	―		
	藤沢線	伊那市地域公共交通協議会	JRバス関東	毎日	平日：上り5本下り4本	対キロ制 （上限310円）	10枚綴2,100円	・フリー降車可能区間あり ・伊那市所有バスを使用 ・季節ダイヤあり	○
	長谷循環バス	伊那市地域公共交通協議会	JRバス関東	月～金曜日 （祝日運休）	上り2本,下り4本	定額３１０円	10枚綴2,100円	・フリー降車可能区間あり ・伊那市所有バスを使用 ・季節ダイヤあり	○
	◎高遠線	JRバス関東	JRバス関東	毎日	平日：上り下り各13本 土・日曜日・祝日：各8本	対キロ制140円～	―		
タクシー路線	ぐるっとタクシー 北部エリア　竜西・西箕輪地区 南部エリア　西春近、富県・東春近 東部エリア　高遠、河南・長谷	伊那市地域公共交通協議会	伊那タクシー 白川タクシー ジェイアールバス関東 高遠観光タクシー	月～金曜日 （祝日運休）	午前9時～午後3時 （予約受付:利用前日～利用当日）	定額500円	―	・対象エリア内をドアツードア運行 ・利用者登録必要 ・障害者、免許返納者割引あり（250円割引） ・WEB予約、ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ予約割引あり（200円割引）	

令和6年度　伊那市地域公共交通協議会予算（案）

収入合計	280,050,000	円
支出合計	280,050,000	円
差引	0	円

1　収入　　【単位：円】

款	項	予算額	前年度予算額	増減額	説明
1負担金	1負担金	280,049,000	249,709,000	30,340,000	・伊那市負担金（268,706千円） ・バス時刻表負担金（30千円） ・教育委員会負担金（2,200千円） ・南箕輪村負担金（西箕輪線7,119千円、ぐるっとタクシー1,994千円）
2諸収入	1諸収入	1,000	1,000	0	・預金利息
収入合計		280,050,000	249,710,000	30,340,000	

2　支出　　【単位：円】

款	項	予算額	前年度予算額	増減額	説明
1運営費	1会議費	300,000	300,000	0	・協議会開催
	2事務費	100,000	100,000	0	・振込手数料等
2事業費	1事業費	279,150,000	238,076,000	41,074,000	・バス運行経費　139,556千円 ・ぐるっとタクシー運行費　120,690千円 ・車両等整備費　4,808千円 ・広報・利用促進事業　3,352千円 ・南箕輪村負担金（まっくんバス300千円）等
3予備費	1予備費	500,000	11,234,000	△ 10,734,000	
支出合計		280,050,000	249,710,000	30,340,000	

資料３

協議会路線バス停の移動について

１　国道 152 号道路拡幅工事に伴うバス停の移動

（１）該当する路線
　　藤沢線
（２）移動するバス停
　　古屋敷 行き　荒町バス停
（３）移動先（移設候補地）
　　藤沢駐在所向いへ移動
（４）移動時期
　　令和６年８月中
　　（拡幅工事が始まる前に移動）

２　国道 152 号道路改築工事に伴うバス停の移動

（１）該当する路線
　　藤沢線
（２）移動するバス停
　　栗田バス停
　　四日市場バス停
（３）移動先
　　旧国道 152 号からバイパス沿いへ移動
（４）移動期間
　　令和６年８月５日（月）～９月６日（金）

３　市道中央上新田線沿線の宅地分譲造成工事に伴うバス停の移動

（１）該当する路線
　　市街地循環バス
（２）移動するバス停
　　未来通り南
（３）移動先（移設候補地）
　　現在地から南へ移動
（４）移動時期
　　令和６年９月末
　　（宅地分譲造成工事が始まる前に移動）

資料４

長谷循環バスの路線名及びバス停の名称変更について

１　「長谷循環バス」の路線名について

「長谷循環バス」は、高遠駅と杉島公民館・ざんざ亭を結ぶ往復・片道系統だが、名称のような循環での運行となっておらず、他の協議会路線の路線名と合わせて、名称を「長谷線」に変更する。

２　「杉島公民館・ざんざ亭」バス停について

「杉島公民館・ざんざ亭」は、名称のとおり杉島公民館とざんざ亭が隣接しているが、現在、ざんざ亭は休止しており、当面、営業を再開する予定がないことから、バス停の名称から「ざんざ亭」を削り、「杉島公民館」に変更する。

３　「仙流荘」バス停について

「仙流荘」周辺が、南アルプス長谷「戸台パーク」としてリニューアルされたことからバス停の名称を「戸台パーク」に変更する。

ただし、当面印刷物には「戸台パーク（仙流荘）」と併記することとする。

資料５

ＥＶバス導入について

１　市街地循環バス（イーナちゃんバス）専用車両３台のうち１台が更新時期を迎え、新たにＥＶバスを導入する。運行便数と利用者が最も多い路線で、環境に優しい先進的なＥＶバスを走行させ、脱炭素社会の実現に向けた機運の高揚に繋げる。

２　導入車両概要

・車種･･･カルサン社（トルコ）製　小型ＥＶバス「ｅ－ＪＥＳＴ（イージェスト）」

乗車定員	２３人（座席数１２、立席含む）
バッテリー（容量）	リチウムイオン（88kwh）
航続距離	210km

・車両デザイン･･･令和６年４月１日から５月６日まで一般公募にてデザイン募集を実施し、全国から１０１点（７３人）の応募をいただきました。
審査員５名によるデザイン審査会を行い、ヤマシタ　タケシ　様（山口県在住）が作成した以下のデザインに決定しました。

現行車両
・日野ポンチョ
・平成18年登録（18年目）

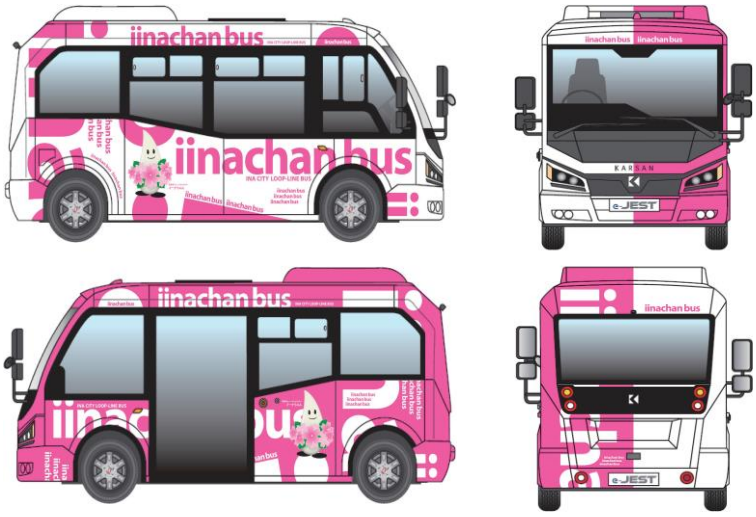

ステップ高は270mmの低床、子供や高齢者も乗降しやすい

バッテリーは後部床下に搭載、低重心で安定走行、大窓で明るい車内

モーターはBMW社製、信頼の「iシリーズ」を採用、高いトルク性能

３　運行開始時期

・８月中下旬の見込み